綾町立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

<目次>

１．計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・PP.１～２

２．目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.３

３．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.4

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・PP.4～7

５．関連する取組・今後のフォローアップについて・・PP.7～9

【別添】学校と教師の業務の３分類

令和８年４月

綾町教育委員会

1.計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

本計画は、教職員が健康を保持しつつ、自己研鑽の時間を確保し、専門性を最大限に発揮できる勤務環境を整備することを目的とする。これにより、児童生徒の教育に積極的に取り組み、働きやすさと働きがいを両立させ、学習指導要領に掲げる理念の実現に向けて質の高い教育を推進するものである。本計画は、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

綾町は、「郷土愛のもと世界へ広く翔く人づくり」を教育目標とし、地域への誇りと国際的視野を兼ね備えた子どもの育成を目指している。その実現には、教職員の健康と勤務環境の整備が不可欠である。教育の質と職員の福祉を両立させるため、本計画を策定するものである。

働き方改革を通じて、事務作業の効率化を図り、創出された時間を児童生徒と向き合う時間や授業改善に充てることを可能とする。綾町教育委員会は、学校と連携し、保護者及び地域の理解を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、綾町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することを目指す。さらに、取組状況及び課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果的な働き方改革を推進するものである。

(2)本町の現状

○ 本町では、所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する取組として、「綾町公立学校教職員」の在校時間の管理及び効果的な具体例を示すことにより、その時間の削減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度及び令和7年度は以下のとおりであった。

(ア)校長

【年平均時間外在校時間】

	令和6年	令和7年
小学校	31時間1分	32時間3分
中学校	46時間3分	40時間 5 分

【月45時間を上回る割合】

	令和6年	令和7年
小学校	0%	0%
中学校	58.3%	33%

【月80時間を上回る割合】

	令和6年	令和7年
小学校	0%	0%
中学校	0%	0%

（イ）教頭

	令和6年	令和7年
小学校	44時間3分	55時間5分
中学校	51時間3分	60時間55分

【月45時間を上回る割合】

	令和6年	令和7年
小学校	58.3%	83%
中学校	66.6%	58%

【月80時間を上回る割合】

	令和6年	令和7年
小学校	0%	8%
中学校	58%	33%

（ウ）教諭（主幹教諭・指導教諭含む）

	令和6年	令和7年
小学校	26時間2分	24時間3分
中学校	40時間5分	42時間 54分

【月45時間を上回る割合】

	令和6年	令和7年
小学校	10%	10%
中学校	34.5%	40.1%

【月80時間を上回る割合】

	令和6年	令和7年
小学校	0%	0%
中学校	2.8%	1.6%

○ 時間外在校等時間について、中学校では、時間外在校等時間が 45 時間を超える教諭の割合が増加しており、部活動の休養日の完全実施、部活動の地域展開における部活動指導員の積極的配置等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。部活動指導員を配置しつつも、部活動に参加している教職員の時間外在校時間が増加している状況である。また、月 45 時間を超える教頭の割合が 50%超となっているため、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

（1）本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

・1箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を小学校：90%、中学校：70%にする。
（R8 から R10 にかけて段階的に割合を増加）

・1年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次休暇の平均取得率を 15 日以上にする。

	令和7年
小学校	13
中学校	10

・ストレスチェックにおける「総合健康リスク」の割合を 60%にする。

	令和6年	令和7年
小学校	56	65
中学校	60	78

・ストレスチェックにおける「働きがい」に関する質問項目への肯定的な回答の割合を 80%にする。

	令和6年	令和7年
小学校	75	89
中学校	65	94

・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度（2026）～令和 9 年度（2027）

※第 2 次綾町教育大綱の改定に合わせ、次回更新は令和 10 年（2028）とする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3 分類」①関係）

- 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。
- 学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）

- 放課後から夜間などにおける校外の見回りについては、綾町が行っている見回り（青パトによる巡回。週に 3 回（月・水・金））に委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- 生徒指導連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）

- 給食費等の学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、8 年度予算を目途に公会計化を実施する。（現在は学校予算から切り離し、別会計とし、町雇用の事務員が処理。現在は給食無償化の方向だが、綾町の歳入歳出予算に組み入れる予定。徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体が担う）

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- 地域学校協働活動の実施状況に応じ、地域学校協働活動推進員等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域学校協働活動推進員等が中心となって行う。この場合において、当該地域学校協働活動推進員等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

⑤保護者等から過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3 分類」⑤関係）

・ R8 年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口（綾町サポートダイヤル）を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画するべき業務

⑥調査・統計等への回答

・ 校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る業務負担を軽減する。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

・ 当該業務を学校において行う場合は、事務職員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて ICT 支援員を活用する。

⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

・ 教育委員会と連携を図りながら、事務職員及び ICT 支援員が中心となって行う。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3 分類」⑨関係）

・ 体育館の地域開放施設の管理業務については、教育委員会が管理・運営を担当し、事務手続きの電子化を推進し、負担軽減を促進する。
・ 職員による学校プールの管理については、R8 年度中に、地域おこし協力隊及び外部委託を検討する。

⑩校舎の開錠・施錠

・ 機械警備を継続し、職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

・ 学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑫校内清掃

・ 学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑬部活動（「3 分類」⑬関係）

・ R8 年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、

部活動時間等の適正化を図り、R10 年度までに、部活動指導員の配置拡充等を進める。（R7.4 一部部活動に部活動指導員を配置）更に、R8 からは広域連携も検討。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

・ 給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭または学級担任が実施する。
・ 給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築したうえで実施する。

⑮授業準備

・ 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。（デジタルドリル・テスト等）

⑯学習評価や成績処理（「3 分類」⑮⑯関係）

・ 校務支援システムの機能やデジタルドリル・テストの自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点業務や成績処理等に係る業務負担を軽減する。

⑰支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑲関係）

ア スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加目標を 80%以上とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。（R7 中学校）

イ 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療、福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。（R7 支援員配置 小：5名 中：3 名）

ウ 不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター（てるは教室）の機能強化及び校内教育支援センターの活用を促進する。（R8 より教育支援センターを2名に増員）

（2）学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。（R7 綾小中は適正）

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、

ウ デジタル技術の活用により、生徒指導や学習指導などの校務を効率化し、「やめることで、はじまる。宮崎県版12のやめることリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、R9 までに 80%

にする。

エ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の対応を R6 年度中に全校に設置している。

（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に保健師による面接指導を実施する。

イ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。（特に学習指導員については、教頭が勤務時間を調整する。）

ウ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて保健管理医等による助言・指導の保健指導を受けるよう促す。

オ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。（学校閉庁日 7 日間の設定）

カ R8 年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 7 日間の一斉閉校期間の設定を行う。（R7 実施済み）

キ フレックス制度については、長期休業中を中心として効果的な活用を継続し、テレワークについて令和 8 年度中に検討する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

（1）取組の着実な実行を図るため、町内学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度綾町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

（2）学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

（3）時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、綾町で導入している校務支援システム（C4th）で把握し、その他の目標については、町で実施しているストレスチェックの結果から把握する。

（4）教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

（5）各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

（6）保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体に対して、本町における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。

学校と教師の業務の３分類

別添４

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



学校以外が担うべき業務

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

6. **調査・統計等への回答**｜学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
7. **学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理**｜学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
8. **ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理**｜教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
9. **学校プールや体育館等の施設・設備の管理**｜教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
10. **校舎の開錠・施錠**｜副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
11. **児童生徒の休み時間における安全への配慮**｜地域住民等の支援や、輪番等を促進
12. **校内清掃**｜児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
13. **部活動**｜部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

14. **給食の時間における対応**｜食に関する指導については、栄養教諭等が対応
15. **授業準備**｜教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
16. **学習評価や成績処理**｜採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
17. **学校行事の準備・運営**｜関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
18. **進路指導の準備**｜就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
19. **支援が必要な児童生徒・家庭への対応**｜専門スタッフとの協働等を促進

※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画